

職員のこと。

○理事(堀末治君) 平岡さん、今一章だけで、質問は一章だけに止めて置いて下さい。

○横濱六郎君 第三條の但し書に「雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めがある場合は、この限りでない」とありますが、この「別段の定め」というのはどういふような範囲に解釋されるのでございませうか。おおよつと御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) 昨日も申し上げましたように、第三條の規定は、法律的には職業紹介なり、職業指導なりをいたしますものに對して、差別的取扱をしてはならないという義務を課しておるわけでありませう。従ひまして、雇用主が或いは自分の工場はこの作業については男だけを雇うといつて雇ひました、法律上第三條違反とはならないわけではございませう。従ひまして雇用主が労働協約で、例えばこの作業部門については女を使わずに男だけを使つて貰いたい、或いはこの工場にはこの労働組合の者だけを使つて貰いたいとかいふことを約束したしておりませうな場合には、それに従ひましたも第三條本文には直接違反はないわけでありませうが、念のために特にこゝういふことは最近問題になることでありませうので、そのことを規定しようなわけでありませう。

○小川久義君 第二章に進まれたらどうですか。

○理事(堀末治君) 第一章の質問を終りまして、第二章へ移りたいと思ひますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○理事(堀末治君) それではこれから第二章に移ります。

○平岡三三君 第九條の規定でありまするが、職員の任用について、本法案におきましては條文によつて規定したされておるのでありますが、一般に他の法令において、職員の任用についてこゝういふような資格を規定しておるものは餘り例がないようございませうが、要するに、この規定を設けたという理由からいたしますと、職員の任用に對しまして相當嚴格な資格、經驗を要求いたしておるのだらうと思ひわけでありませう。御當局におきましてはこの資格経験についてどういふふうな一定の基準をお考えになつておられますか、お伺ひしたいのであります。

それから飛びますが、よろしうございませうか。これに關聯のある五十二條の質問を併せていたしたのでございませう。

○理事(堀末治君) 取敢えず第九條だけに止めて置いて下さい。

○政府委員(上山顯君) 官吏の任用につきまして、一般的に任用制度共通の資格の外にこゝういふ特殊の資格を決めておられます例としては、最近でございました労働基準法に、労働基準監督官につきましてやはり同じように資格及び任免に關する事項を命令で定めるといふような例があるのでございませう。参考のため申し上げます、基準法の第九十九條でございませう。それでそれをご令で制定して公布になつておるような次第であります。

安定機關に従事いたします者の基準につきましては、目下尙研究中でございませうので、まだ具體的に申上げる段階には達してないのでございませう。私たちがいたしましては一定の資格選考の方法でございませうとか、一定の關係業務におきましての経験でございませうとか、そゝういふようなことについて規定をいたしたいと思つておられます。ただ併しこれも昨日申上げたかと存じまするが、民間からの任用等もございませうに、その経験を單に官吏としましての経験といふふうに限定いたしませず、民間におきましてもこゝういふ仕事に就くにふさわしいような量におきまして多年経験があるといふような方は任用できますよな方法も考へて参りたい、かゝうに考へておられます。

○平岡三三君 そうしますと、別にこの資格経験については一定の基準といふようなものもなく、ただ御當局の一應の考え方だけで以て行くといふわけではございませうか。

○政府委員(上山顯君) 只今申しましたように、職業安定機關の業務に従事する者につきまして、そゝういふ労働基準法によりまして監督官の資格等の政令等を参酌いたしまして、最も適當な基準を考へますように只今研究いたしておるわけではございませう。まだ此處で發表いたします程度に十分具體的なものではない、こゝういふわけではございませう。

○平岡三三君 今の第九條、この中で一つお尋ねしますが、昨日も説明があつたのでありますが、第二項の後段の方に、「その意に反して、職業安定機關以外の機關の職に轉じさせることではないものとする」、こゝういふことがありますが、私は昨日の説明では納得ができません。行政整理とか懲戒とか、そゝういふ不適當な場合に

おいては勿論この條があつても轉職はさせるというところであるならば、假してこの字句をこゝに入れる必要がないのではないかと、立派な資格を持ち、一生懸命やつて呉れる人であれば、この字句を入れて置かなくても何ら差支えがないのじやないか、こゝういふ字句を入れて置くことが却つてその意思に反して絕對に動かないことになるのだといふことになつて、却つて悪い結果を來すのではないかとこゝういふに思ひますが、その點について一應御説明をお願いします。

○政府委員(上山顯君) これは成るだけ専門の仕事に長い経験を持つて従事させたい、こゝういふ趣旨でございまして、御承知のように今まで日本の官吏制度としましては、折角長らく職業安定の仕事をやつておりましたも、翌る日は辭令一本で他の産業の方に行くといふふうに移つてしまつておりました、そゝういふような者があつて本人の意向が無視されるようなことが相當あつたわけでありませう。そゝういふことがございませうように、特別懲戒等の理由があればこれは別でありまするが、そゝうでない限りにはできるだけ本人の意思を尊重しましてその仕事に専念させたい、そゝういふ方針が決まることによりまして、本人としましてはほんの腰掛けのような氣持でその仕事に従事するものではございませう、一層打込んで仕事をやつて行くといふような心構へになつてその仕事に従事いたしまして効果があらはれないかと思つております。

○赤松常子君 第三條で誰も差別を受けることができない、差別を受けることとはならないことになつておりますけれど

も、實際窓口事務は婦人の係りがありません場合がまだ地方に行くと多うございませうので、婦人が就職に参りまして非常にも、何と申しませうか、事實上差別を受けることが非常に多うございませう。吏員を御採用の場合も今から細目を決められるのでございませうが、できるだけ婦人の吏員の採用をお考え置きますように、この上全體の運営につきましても男女平等とはいへ、まだなか／＼婦人を差別をされる場合が多うございませう。實際運営される場合に今のことをお考え下さいませうにお願いいたします。

○國務大臣(米澤満義君) 御尤もな御意見だと思ひます。今後職業安定所の職員を採用する場合には、適任である人がある、それに適材である人があれば女子もどん／＼採用して参りたい、勿論これには相當の訓練、養成といふことが必要でございませうので、それらにこゝに明記してございませうので、そゝういふ趣旨で参りたいと思ひます。

○栗山真夫君 第六條の第二項にありますが職業安定事務所、或いは第十條にありますが連絡委員といつたものを通覽して考へてみますと、労働行政をやつて参りますのにも、やはり何から何まで全部機構を一つの枠の中に収めまして、そゝうしてその機構の規律の中で進めて行く、こゝういふことが多分に窺われるのであります。最も民主的に運営しなければならぬ職業安定關係の仕事であり、且つ職員の積極的な屈伸性のある業務が熱望され、そゝうしてもつと運用を圓滑にやれば、こゝういふ固苦しい組織を持たなくとも、もつとよく行くのではないかと、實際問題といたしまして、同じ府縣の中におき

ましては、十九條にはつきりと職業安定所相互間において職業紹介その他の事務を圓滑にやるといふことが書かれておるのであります。縣が異なるためにわざ／＼いろいろな職業安定事務所を置くといふようなことが果して必要であるかどうかといふことに疑問を持つてあります。特に最近地方における中央の出先機關といふものが非常に多くなつておるといふことは殆ど指摘しておるところであります。すべて本省の直屬の、こういうような地方の相當區域に互る出先機關といふものが濫立されては、却て官吏の數の多くなりまして、實質上の仕事の動きといふものが非常におそろになるのではないかと、このことを心配するわけではあります。そういう點について昨日の御説明も若干觸れてはおりましたが、もう少し突込んで御説明を願いたいと思ふのであります。

○國務大臣(米澤滿亮君) これは十九條の原則としては、その安定所のある縣内で人を求めるようにしようといふことになつておりますが、適格者がない場合には、これに隣接した他の縣から求人者の希望する求職者を見付けなければならぬことになるのであります。て、そういう場合においてやはり縣單位で職業安定事務所があるのをごさいますから、やはり他の縣との間の連絡といふことが必要になつて来るのであります。その意味で連絡委員を置くことになつております。これは今もすでに連絡委員といふものがあるものであります。特にこの法律が出たために、そういう意味の仕事をするために若い増員をしなければならぬといふことにはならない、こういう工合に

考へております。

○山田節男君 職業安定事業の行政機關の問題でございまして、この前に頂いた資料によると、全國で公共職業安定所が四百五十五ヶ所、それから公共労働安定所が八十九ヶ所、合計五百四十四ヶ所になつておりますが、例えば私廣島であります。廣島を見ましても十三ヶ所、これを見ましても御承知のように職業安定所は失業保険に關連して、殊に日本は山國でありまして、この安定所の分布しておる状況から見ますと、例えば失業者が失業保険の給付を受けるとか、或いは失業保険の證明を受けるために行きますのに非常な距離になつておる、殊に廣島の場合を見ますと、場所によつたらば汽車賃が今日片道十圓、十五圓もかかるのじやないか、こういうような場所になつております。そういう點から見まして、この公共職業安定所の數がこれだけでは非常に少いと思ひます。尙この職業安定所の更にその支所といふものか、プランチ、そういうたような意味でお設けになる必要があるのではないかと、又設けられることになつておりますれば大體どれくらい殖やすのか、こういうことを一つ承りたいと思ひます。

それから私の間横濱、横須賀を拜見しましたが、少くとも京濱、京阪その他の六大都市におきましては特別なる一つの職業安定所なり、公共労働安定所が要るんじやないかと申します。例えば横濱、東京、それから大阪、神戸、こういう所へは單なる地區的な、何と申しますか産業都市としての特殊性があるのみならず、労働の配置、それから求職者、求人者の何と申

しますか便宜のためと、それからこういう大都市におきまして失業者の監督と申しますか、或いは福利厚生と申しますか、こういう意味におきまして大都會は特殊の問題を持つておるし、又意識しつゝある實情から考えまして、少くとも六大都市には普通の職業安定所以上の一つのサービスと申します。か、實情に即したそういう人と機關を設けるのが妥當じやないか。こういう點について政府に御意見があるかどうか。

それからこれは地方職業安定事務所において二府縣以上の地區を監督するようにになつておりますが、併し今後この労働の配置という點から見ますと、これは更に例えれば北海道、東北、それから關東、近畿、中國、こういふようなものもつと廣い地區の、いわゆるレジオナルな地方事務所を作つて行く、例えれば北海道に非常に勢力が要るという場合に、東北から或いは中國からいゝゆるクリアリリング・ハウス・システムをもう少しやる必要があるのではないかと、そういうことにつきまして、そういうようなお心組が政府にあるかどうかといふことも併せて伺ひたいと思います。

尙年少者の職業安定、これはこの中にも觸れておりますが、併し殊に學校の卒業者、年少者の就職問題、それから職業指導訓練といふ、こういう問題は、これは職業安定所のみが主になつて行かうといふことは、これは實際に不可能なことでありまして、又本法にありますことごとく、學校と協力するといふことになつておりますが、これはやはり従来の職業紹介事業の職事以前の實情を見ますといふと、これはやはり學

校が主になつて、そして就職指導、或いは指導をむしろその従たらしめるといふ方が年少者のために非常に都合がいいように思はれるのであります。これは現にイギリスにおきまして、そういうようなことによつております。これは又縣地區に、少くともここにあります各縣の職業安定委員會といひます。この中にやはり年少者の特別の職業安定委員會といふものを置く、更にそれは中央に労働省なら労働省の職業安定局と申しますか、労働大臣の一つの諮詢機關と申しますか、いわゆる中央の年少の職業安定委員會といふようなものが實際の行政上非常に必要だと思ひます。こういうような御意見がこの中に含まれておるのかどうか。以上の諸點をお伺ひする次第であります。

○政府委員(上山顯君) 只今のお尋ねの點でございまして、先ず第一に安定所のことでございまして、これは今までもよく／＼お言葉が出たと思ひますが、只今公共労働市場地域といふものの調査をいたしておまして、實際の労働の供給がどの範圍で行われておるかといふことを考えまして、そういうものによりまして安定所の位置、又數を殖やして行くかどうかといふものを検討いたしております。そういうことによりまして、必要ならば勿論安定所の數を殖やし、支所も殖やすわけでございますが、只今のところ急に具體的な計畫としては持つておりません。但し失業保険におきましては、御指摘になりましたように、この點は非常に重大なる關係がある點でありまして、私たち失業保険では、原則として、受給資格者は一週に二回安定所に出頭

するといふようなことを政令で決めたと思つております。ただ御指摘のやうな非常に不便な所もありますので、そういう場所につきましては、安定所に出頭する數をうんと減して行くといふことも考へております。或いは日を決めまして、こちらから失業認定なり、給付事務のために人が出掛けて参るといふようなことも考へております。折角の失業保険ができたが、非常に不便で困るといふようなことも極力少くいたすように検討いたしております。

それから第二の點、大都市におきまして安定所につきまして特別の工夫が必要であるといふ點につきまして、いろいろお話があつたのでございまして、大都市の職業安定所を置く方については、同じように各地にあつて同じ程度の規模の安定所を置く方がよい、中央に一つ大きいものを置く方がよいといふことも、いろいろ問題になつて来ております。そういう點につきましても、只今の交通事情とかいろいろな點から考えまして、尙検討の餘地はあるが、少くとも現状においては今のままで進めたいと思へております。但し大都市におきましてはいろいろ専門のものもあるわけでありまして、例えば特に女子の専門の方面を置くかどうかといふようなこともいろいろ工夫いたしておりますので、尙御専門の方々の具體的な御意見等を伺ひまして、十分工夫改善をいたしたいと思つております。

それから第三の全國的な規模の人の動きに對しましての方策でございまして、全國の安定事務所においては指導事務の事業が行われます。いわゆる大

きなレーボアマーケットにつきまじ、常時操作をいたすためにそういう人を常駐さすということであり、これが、全国的の配置につきまじは、これはむしろ本省におきまして関係府縣等と緊密な連絡をいたし、特にいろいろな操作をいたしたい、現に石炭でありますとか、鐵道につきまじは全國的な規模でいろいろ事業の調整をいたしておるような次第であります。

それから第四の年少者の職業安定輔導の點であります、これもいろいろ御指摘になりました點、私たちが誠にその通りだと思つてございまして、文部省方面とも十分緊密に連絡いたしたいと思つております。

尙關聯いたしますから申し上げます、只今も職業教育及び職業指導委員會というものがございまして、近くこれは官制になります。正式のものとして改組されることになっておりますが、これにおきまして文部省とはいろいろ緊密の連絡をいたしまして、職業教育なり職業指導なりについて研究審議をいたしておるような次第でありまして、御趣旨の點につきまじは十分今後氣を付けたいと思つております。

尙中央なり縣の職業安定委員會に年少者の部會を設ける點でございまして、これは來年度の豫算の問題等もございまして、只今私たちが具體的の案を検討しておるところでございまして、中央の委員會におきましても、その下にいろいろ専門部會を設けたいと考えてありまして、その名前をいたしまして年少部會といふか、職業指導部會といふか、そこまでまだ具體化はいたしておりませんが、兎も角職業指導、それは主として年少者を對象

とするのであります、そういうものにつきまじは特に力を入れました專門部會も入れて行きたいと思つております。地方につきまじは、まだ實は具體的な十分な計畫をもつておりませんが、必要に應じて必要なところからという方針を以てしまして、この研究をいたしたいと思つております。

○平野善治郎君 第六條並にその他のことで地方自治と最も關聯したことをお伺いしたいのであります、實際地方の實情からみますと、中央の出先機關が、觀念的な行政の運営のため地方の現在の面においては非常に國民が煩鎖を來しておつてやう切れない現状にあるのであります。今度の労働省の設置、この労働問題に對する職業安定の問題につきまじは、私は地方自治の尊重、並にこの際職業安定のことに最も便宜であり熱心であるところの都道府縣知事に、この法案の上でも強く協力ができるように現わして置いて、そのうして知事の持つておるところのよい面を、本當に縣民のことを離れも深く考へておる知事に、この地方的な行政を深くお任せするといふふうに行くことが實際であらう、こういうふうには私に思ふのであります。これまで政府の排へておる行政機關の出先機關がたになつたものは、折角こういう安定法案を作つても、親しみの極く薄いと

は段々離れたものになるのではないかと、我が今地方で感ずるところは、本省の役人でありますと、これは最も封建的であり、官僚的であり、實際その役所には入りにくい、そして何かあつても、俺は本省の直屬であるといふやうなことであつてはならないと思つて

す。従つて本省が國のために一貫したいろ／＼な計畫、立案、指導、こういうことをやられることは結構であります、が、實務については殆ど都道府縣知事に任せて行つた方がよいんじゃないか。職業安定所或いは又二縣に互るところの職業事務所等々を設けましても、實際は東京都なら東京都の都長官にそのものを任せして行つた方が運営上よろしいのではないかと、思つて、この點を一つ、

それから第十一條に市町村長に對するところの公共職業安定所からの指示という面があります。これも從來ですと、出先の機關が作られて便宜であるといふふうで考へておりましたが、實際は出先機關が行きますといふと、權力とか權限とかいふことはやりますけれども、實際の實務の厄介なことはやらない、而もこれを自治體に命令みたいなして來て、そしてここに非常な二重な矛盾……一貫してやると言ひながらやらない。この第十一條においても私は第一、第三等において書いてある事務の内容の具體的なものを此處で御覽して、その上で又いろ／＼お伺いしたい、こういう考へであります。

○國務大臣(米澤嘉幸) 第二の御質問については局長からお答えさせます。

第一の御質問は、度々同じような御意見を今までも伺つてございまして、これは労働省設置法案の時に、もういり御質問に御意見があつたのであります。この點は何とかして一つ事務の煩鎖といふものを簡易化し、又能率の擧げられないのを擧げるようにやつて参りたいと思つておるのでございまして、労働基準局の場合は、その筋の命令で、中央から地方まで一貫をしたところの系統においての行政を行へといふことになつておるので、これは止むを得ませんが、この職業紹介に關する限りは大體御趣旨のような場合に進めて参りたいと思つて、實は都道府縣の中にある職業課長、そういうものと非常に密接なる關係を取つて、多くの場合は縣廳内に職業安定事務所を置きまして、勿論五百四十何ヶ所ですか、縣廳の中に、詰り縣廳所在地以外

の所は止むを得ず別に置いてあります、が、縣廳所在地の都市においてはこれは縣廳の中に置いて、そして縣の職業課長と非常に密接な連絡を取るやうにして参つておるのであります。將來はこれは一切切都道府縣の方へ委任したかどうかといふことでございまして、これは相當まだ慎重に研究しない、と、そういうことに行けるかどうかといふことに對しては、まだ私共目信がないのであります、今日では餘計な手續と不能率化しないやうに、縣の係官と十分に密接な關係を取つて、そして都道府縣知事の意思が直ぐ傳わるやうに、これは一遍中央の命令を受けなければならぬといふやうなことのないうちに、その邊はよく連絡を取るやうに、これを我々においても考へまして、その意味のことを通達して置いてあります。お尋ねの十一條につきまじは安定局長から申し上げます。

○政府委員(上山顯君) 十一條の點でございまして、市町村長の職務としましては、第十一條に規定してある通りでございまして、何と申しましたも職業紹介の本體の仕事は、これは公共職業安定所が主になつてやつて参るわけでございまして、ただ併し公共職業安定所としましては、全國に五百幾ヶ所ございまして、各市町村まで手足がないわけではあります。その足りないところを市町村にお手傳いを願う、こういう趣旨でございまして、只今大臣からお答えしましたところにも觸れておることではあります、が、職業行政といふものは單に國の行政という面を持つておるばかりでございまして、地方自治團體としましては密接な利害關係があるわけでございまして、市町村に住んでおります者の求職の問題であり、市町村に住んでおります者の求人の問題でございまして、こういう程度の協力を願いたいという趣旨であります。それで安定所の所参りますのに何時間か掛かるといふやうな所があります。そういう所へ一々本人が出頭するといふことになりますと、相當時間なり經費が掛かるわけでありま

す。ところが市町村役場からは、大體公共職業安定所は郡の中心等にあるのが普通でありまして、そういう所へ始終行くといふ關係がありますので、求職なり求人の申込を取敢えず市町村長の所へ出しまして、市町村長がそれを安定所に取次いでやるということが、市町村民の福利の上に又利便の上に非常に役立つのではないかと、こういう氣持でございまして、

それから第二號の點でございまして、特に必要なやうな場合におきまして、身元調査等やりますやうな場合に、市町村長にお願いする。その他特別の何か公共職業安定所からの求人求職に關する通報のございしますものについて、これを市町村民に周知せしめる方法を講じて頂くといふことを考へて

るわけでございまして、ただ併し公共職業安定所としましては、全國に五百幾ヶ所ございまして、各市町村まで手足がないわけではあります。その足りないところを市町村にお手傳いを願う、こういう趣旨でございまして、只今大臣からお答えしましたところにも觸れておることではあります、が、職業行政といふものは單に國の行政という面を持つておるばかりでございまして、地方自治團體としましては密接な利害關係があるわけでございまして、市町村に住んでおります者の求職の問題であり、市町村に住んでおります者の求人の問題でございまして、こういう程度の協力を願いたいという趣旨であります。それで安定所の所参りますのに何時間か掛かるといふやうな所があります。そういう所へ一々本人が出頭するといふことになりますと、相當時間なり經費が掛かるわけでありま

でございますが、尙もう少し具體的に研究いたしませんと、何とも今直ぐどうこうということは申上げ兼ねるのでございませう。ただ通信費の方面で安定所が非常に苦勞をいたしておりますことを私たち承知しておりますので、豫算等の場合におきましては、十分こういふ點が考えられますように努力いたしたいと考えておるのでございます。それから職業指導の件につきまして御意見がありました點も全然同感でございます。求人者の側又求職者の側に対しまして、只今の經濟狀況の下におきましての職業につきましの觀念を正しく持つて頂きますためには、今後とも更に努力いたしたいと考えております。

それから二十六條の授産所の點でございますが、これは第二十六條の第二項に「共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むもの」ということが書いてございまして、この共同作業施設、共同作業特別施設

設というのは、従来いわゆる授産施設と呼ばれておりましたようなもので、種々の事情で通常の雇傭關係に入り難いようなものを集めまして、一定の施設で必要な一定の施設に收容しまして、比較的簡易な、例えば細工でございましてとか、女の裁縫のようなものをやらしておりますものを共同作業施設と言っております。しかし只今私たちが職業安定局の方でお世話をしておりますのは、主として職業政策というよりな立場でやつておるのでございまして、それ以外に實は厚生省の方面で、本當の救済施設というような意味でやつておるものがあるわけでございまして。その點目につきましては、實は稍々入り込んだところがあるのでございますが、一應方針としましては、職業政策に重きが掛かりましたものを私たちがやつておるのでございまして、その共同作業施設という中には、いわゆる授産所と言われるものも含まれておるわけでございます。

それから第二十八條の職業輔導を受ける者に對しての手當の件でございしますが、これも御指摘の點私たちが全然同じ考を持つておりまして、實は今回公共事業の追加豫算が殖えますれば、今まで一人當り日に二、三圓の手當しか出しておりませんのを十圓程度に殖やしたいと考えておるのでございします。ただ只今御承知のようないろいろ國費の狀況からいたしまして、追加豫算がどう決まるかまだ確定はしてないのであります。私たちとしましてはそのように努力いたしておるのでございまして、一日十圓でも決して十分な金額ではございませんが、一應今の豫算の關係上その程度で我慢をいた

しております次第であります。

○栗山良夫君 第十二條の職案、安定委員會構成の點について何うのでありますか、私の承知してゐる或る縣におきまして失業對策委員會というものが設けられておつたのであります。この失業對策委員會というものは全く天下りの委員會でありまして、經營者の代表も労働者の代表も殆ど權威のない人々が官選で選ばれて、出ております關係上、殆ど動かなかつたという實例があるのでございます。この法案を見ましてもそれと非常によく似たような形がとられた、いわゆる官選委員會の形が出ておるのであります。この點について政府はどういうなお考えを持つておいでになるか。即ち労働組合法によりますと、使用者を代表する者はその團體から推薦を受ける、それから労働組合を代表する者はやはりその労働組合の推薦を受けて任命をする、第三者は労働組合並に經營者の双方が同意した者の中から選ぶ、こゝういふような民主的な形がとられる、そゝうしてそれが非常にうまく事を處理しつゝある、民主的に處理しつゝある、こゝういふ工合に考へておるのであります。若し經營者團體も信頼を得られない、労働組合側も信頼を得られない、そゝういふやうな形態の委員會ができた場合には、その活動は極めて不活潑になるのではないかとこゝういふことを懸念いたしますが故に、その見解をお伺いしますと同時に、もう一つ突き進みまして労働組合法と同じやうな形に改變する御用意があるかないか、それを伺いたたいのであります。

それからその次に、第十六條、第七條に關係をいたしますことで、先程

姫井さんからもちよつとお觸れになりましたが、今後人を傭う場合は、恐らく企業者といたしましては、今までのような考え方が修正せられまして、社會に奉仕する作業經營であり、且つその枠内において従業員的生活も當然保障するというだけの覺悟がなければならぬと思うのでありますが、最近見ますところによりまして、先程姫井さんが御發言になりましたように、年齢によるところの條件或いは家族による條件、更に甚だしいのに至りましては、郡部におきましては純勤勞所得によつて生計をするところの者は組合員においても最も強く動くというような見地からいたしまして、成るべくならば副業に農業をやつておるような、食生活が安定したような従業員を先ず採りたいというような空氣が見られるのであります。そうして争議が起きましたような場合には、一旦工場閉鎖をやりまして、そうしてそういうような純勤勞生活によつて争議、生活の苦しさのために争議の指導をしたというような人々を一應除外いたしましたして、第二組合を作つて、經營者側からいへば御用組合的な組合の改變によつて事業を再開して行くというようなことも若干見られるのであります。そういうようなことが起きますと、今後産業準備軍がますます大きくなりますについて、企業者は都市よりも地方へ工場を分散する、工場立地の考え方が相當違つて来る、又同じく郡部におきましても、實際生活に困るところの純勤勞階級の職業が非常に壓迫せられまして、そうしてますます労働力を提供し得る純勞働者の労働を産業に取り入れることができないというような形が出て来るので

はないかと心懸をするのであります、そこで十六條に「著しく不適當であると認めるときは」云々とございます、が、こういうような場合には申込みを受理しないのが當然で「ことができる」というのは、非常に私は弱いと思うのであります。それから「著しく不適當である」ということは、勞働基準法とその他を勘案いたしました、法的にどの程度のことを考えておいでになるか、その點が第一點。

それから今後求職者は恐らく相當に條件が悪くても職場に就きたいというような考えで、一般純動勞所得によつて生計している勞働者の生活を或る程度脅かしてでも、職の安定しておる職に勞働者は就くことを望んでおるかとも考えられるのでありますが、こういう場合には求職者においても餘り賃金にダンピングが行われないように、職業安定所あたりで強力な指導をして頂かなければならぬと思いますが、そういう點についても、まだ十六條、十七條にその精神がはつきり現われていないのじやないかと思ひます。この點について御見解を伺いたいと思ひます。

それから第二十條は、爭議行爲に對する不介入の問題で非常に重要な事項でありますが、私いろ／＼この第一項、第二項に書かれておることを考えて見ますのですが、よく意味の分らない點がありますので、もう少し實際にお考えになつてゐる點を御説明を頂きたいと思ひます。

それから前に遡りますが、第十五條に「勞働者の募集、選考、配置轉換等に関する問題の處理について、雇用主から指導を求められた場合においては「云々」といふのがありますが、配置轉換

のごときは今後使用主だけでなく、労働組合側も極めて深い関心を拂わなければなりません問題であると思ひますが、そういう場合に労働組合側からの申出に對してはいかにさされるか、こういう點もここで明かにされるべきではないかと考へるのでありますが、この點についても御説明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(米澤満寛) 詳しいことは局長からお答えいたしますが、大體の點について私からまずお答えいたします。

十二條の職業安定に關して中央、都道府縣、それから特別地區等に諮問委員會を設けることになつておりますが、これは法文の上で詳しいことは書けなかつたものですから、労働者を代表する者、経営者を代表する者、中立の公益を代表する者と、この簡單に書いたものでありますが、實はこれは少くとも労働者と経営者を代表するこの委員については、そこに労働團體がある場合には労働團體に推薦をして貰う、それから経営者の團體がある場合には経営者團體に推薦して貰う、いわゆる労働組合法で決めてある労働委員會のあつた選出方法を本法にも採つて行きたい、こう考へております。但し中立の公益に關する委員の決め方については、労働委員會は皆さん御承知の通り非常に手数が掛かるのでありまして、つまりこの點も最近の労働委員會連絡會議で相當これは問題になつたので、政府なり或いは地方の官憲が發案をした候補者に對して使用者側及び労働者側が各々これを選舉する、こういう手續をとつておりますが、この職業安定に關する委員會は、労働委員會は

ど重要な諮問機關ではないと私は考へるのでございまして、中立の公益を代表する委員の選び方は、あの労働委員會のよりな方法までしなくてもよくはないか、これはやはり労働大臣なり、或いは地方の場合は都道府縣知事が適當と認める經營者の利益を代表せざる者、労働者の利益を代表せざる者を第三者から指名して行けばよくはないか、こういう工合に思ひます。

それから十六條の問題は、昨日山田さんから同じような御質問がありましたが、極めて重要な點でございまして、これはこの第二條の點にも關聯性がありまして、憲法の二十二條にも關聯性があることであるが、十六條においてはやはりいかなる求人者の申込も受理しなければならぬと一應は決めてありますが、これは求人求職はやはりその職業安定所が制限を付けないという立前からそういうふうになつておるのであります。その申込の内容がこれ／＼といつてここに制限があるつて、こういう場合はどんな種類の求人でも受付けんといふことになる、今日のように經濟力が低下してレジャーマーケットが非常に擴大されておる時期においては、いわゆるダンピングが行われる、労働ダンピングが行われるという危險もあり得る。併しこれは山田さんにお答えしたと同じように、非常に嚴重な規格をここに設けまして、今までの労働條件と全然同一のものでなければならぬ、或いはそれ以上のものでなければならぬといふこと、又求職の場合にはねつてくること、ことにすれば、やはり失業者を増大せしめることになるのじやないかと考へられるのであります。勿論私はそれ

によつて労働條件の低下という結果を呼び起すことに對しては絕對反對でございしますが、やはり本人の意思を聞いて、そして慎重にやらなければならぬ、但し求人者に對しては嚴重にその點はそういう條件ではない、労働基準法によつて決められておるところの點をよく説明をして、そしてそういう意味の求人に對しては嚴重に反省を促すといふことが必要ではないかと考へております。勿論今殆どどの工場においても労働組織があるのでありまして、その工場に雇われると確實にそこには労働組合があり、そこには團體協約といふものがある、そして團體協約によつて決められて、労働基準法によつて決められて、このういふことにあるのでありまして、従つてその經營者がそういうことを知らないといふ管はないのであります。いわゆる基準になつてゐる労働基準法に基いた團體協約を結んでおる經營者が、その團體協約よりも遙かに低いもので申込んで来る筈はないのであります。その場合は職業安定所長が、あなただのこの工場にはこういう團體協約があるといふことは勿論知つておりますので、その團體協約よりも低いところのもので申込んで来たものに對しては退けてよろしいと私は考へております。その他の點は局長からお答えいたします。

○政府委員(上山顯君) 十六條、十七條の點でございしますが、只今大臣のお答えで大體盡きておるか存じます。答へ第二にもございしたように、職業選擇の自由といふことは憲法にも謳つてある點でございしますし、非營利これを強く考へてゐるわけでござい

す。従つて求職者の方からどんな求職の申込をしましても受理しなければならぬといふ原則がございします。共に、求職者にはあらゆる求人者の求人の申込を知らせる機会だけを與えて置きたいといふ意味から申しまして、求人の方はいかなる求人の申込もこれを受理しなければならぬといふ原則を一應打立てたわけでございします。むしろ職業選擇の自由からいまして、求人者の申込の方は一應申込を受けるだけを受けて行こう、こういう趣旨でございします。但しそれに但書が附いて例外が認められておるわけでございまして、求職の方は凡そその申込の内容が法令に違反するときは受理しないが、そうでない限りは餘り面白くないもので一應受付けはして行こう、こういう趣旨でございまして、それに對して求人の方は著しく不當であるといふ場合に限りは格別な扱いをする、といふ趣旨にいたしました。この趣旨でございします。而していかなるものも著しく不當と認めるかどうかは、これは結局社會通念に従ひまして常識的に考へるより外ないかと思つてございしますが、尙も一つでございした。今申しましたように原則が受理しなければならぬといふ原則でございまして、それに對する例外的の言葉でございします。これはまあ字句の趣意の問題でございしますが、できるという表現をとりました。以下次第であります。

それから第二十條でございしますが、これはお説の通り議論があり得る大事な問題だと思つております。公共職業安定所としましては争議行為におきまして事業主、労働者、いずれの立場にも偏らないといふ必要のために争議行為には不介入の方針をとりたいといふ趣旨でございします。而して現に争議行為が發生しておりますことが明らかなる場合には勿論求職者を紹介しない、更に發生してしまつても、紹介をいたしたために、或いはその他の周囲の情勢からいまして近々争議行為が發生するといふ虞れがあります。うなことが明らかなる面でも求職者を紹介してはならない、こういう趣旨でございします。併しながらその事業所内におきまして全然争議が發生してない部門がありまして、これは紹介をしてよいじやないかといふ考へでございします。誤解を招きませんようにもう一度その點を申し上げておる必要はないのであります。千人の工場におきまして五百人の人が争議に参加してしまつても、その業務に關しては、全體として争議が發生しておると認められず場合には、第一項によりましてそれは求職者を紹介してはならないのであります。製造部門だけはつきり争議が發生しておるが、機械部門には今のところそういう問題が全然ない、そういう場合におきましてその機械部門においては求職者は斡旋してよろしい、或いは事務職員と普通の肉體的部門に従事します者ととの間にこういう區別があるかと思ひます。現に角一つの部門には發生しておるが、他の部門にはつきり一人も問題が起つていないといふ場合には、そこには斡旋してもよい、併しとにかく後で問題が起つても困るわけでありまして、公共職業安定所がとにかくそこに事業場全體の何處かには

争議が発生しておることを求職者に断つて置け、而もそれを文書によつて通告して置くという趣旨でございます。尙争議が発生しておるかどうかという點につきましては、安定期が労働事務所に緊密な連絡をとりまして、彼處には争議が発生しておる、又發生する虞れがあるというようなことも十分明らかにするわけでございまして、殊に第二項によりまして若しも争議が発生しない部門だと思つて、求職者を斡旋しようとしたら、やうな場合には、後で問題の起りますやうなことがありまふやうに、特に労働事務所に連絡をとつて、此處は大丈夫だといふ念を押した上で斡旋をすることにしたしております。そういうことを通課なり訓令なりで、本法がそのまま御決定を願へますれば、特に注意をいたしたいと考えでございます。

それから第十五條の點でございますが、此處に、配置轉換に關しまして事業主の方から資料を求められた場合には、職業安定局長は必要な資料を提供しなければならぬやうな意味のことが書いてあるわけでありまして、勿論労働組合から御相談に來られますやうに、或いは今後何か産業を始めたいという人から相談に來られますやうに、私たちの能力のあります限りにおいては御相談に應じますことは申すまでもないことでありまして、特にこの規定がありまふやうな、當然そういうことはいたすわけでございまして、ただ配置轉換とか、労働者の報酬とか、選考というやうなことににつきましては最も相談を受けることが多いやうなもので、特に規定したわけではございまして、配置轉換をいたしましては、一應は労働

組合に相談することと思ひますが、これは経営者が一應先ず考えるべきことだといふ意味で最も起りやうな事態を明らかにしたに過ぎないのであります。

○栗山良夫君 大體全部了解できましたが、十六條、十七條につきまして、これは極めて大切な問題でありますので、念のために一度運用の面を十分考へて頂きたい。それは最近の傾向は、今申上げましたやうに都市、地方を通じて、純労働階級の人々が生活の不安定のために組合活動を通じて活動に動くといふことは、企業家側の忌避に觸れまして、就職の場合その他においても好ましくないやうな状況が方々で見受けられつゝあるのだから、従ひまして、今後はやはり耕すに土地なく、働くに職場なく、商うに資金なしというやうな、純労働だけを基にしておる人だち、こういう人こそ優先して職場を開放さるべきだと私は先ず考えるわけでありますが、この理念がはつきり通りまふと、今後労働のダンピングなどは特に地方において激しく起きて来る、現に争議も方々で最近出て來ておるのでありますから、その點は十分に下部機關までも徹底して頂きまして、職業安定所の一つの取扱方針として、最も生活に困つておる労働者を使つて行くという立場を是非とも指導して頂きたいということを申上げて置きます。

○國務大臣(米澤嘉麿君) これは御心配御尤もであります。十六條、十七條では一應職業選擇の自由という憲法の二十二條の精神を現わしたのであります。この第十六條第二項及び第十七條の第二項において、それ、求人者及び

求職者に對して職業安定事務所は労働條件の指導をすることができるといふことを決めたのである、これはどういふ意味かといふと、労働基準法で決められておる労働條件或いは賃金については、経営者と労働組合との間に存在する團體協約で決められる基準等をよく説明して、それよりも著しく低下したやうな條件で求人し、或いは求職することについての反省を求めるといふ意味でここに書いたものであります。仰せのやうな労働ダンピングの行われないうやうなことに對しては、十分に各地方事務所に強く訓令を發して、そういうことのないやうに指導して行くといふことであります。

二十條については先程局長からも御説明を申上げたのでありますが、これも非常に重大な事項だと考えます。一應は局長の御説明通りであります。但し衆議院の方でもこれは非常に重大問題として取扱つておるのでございまして、つまり一つの工場内において部門が幾つもあるときに、他の部門では争議が行われておらん、他の部門においては争議が行われておるときに、行われておる部門には職業紹介をしないといふことは、これは一應はそれで中立性を示しておるのです、併し現實の問題としてはなかく、そういうふうに行かない場合があると私は考へるのであります。つまり争議が行われてない部門に紹介した者がスキヤップになつて、争議が行われておる部門に對してスキヤップの役目を果す場合があり得るやうな思ひますので、この點は極めて重大問題でございまして、そういうことのないやうにしよといふのが本法の規定ではございしますが、現

實から見るといふと、そういう懸念がないことではないのであります。衆議院の方でも目下慎重にこれを審議しておるやうでございまして、以上をお答え申し上げます。

○赤松繁子君 この第十八條と十九條についてちよつと一例を申上げ、もう一つ又御見解を伺いたいと存じております。

十八條の労働條件の明示でございしますが、最近地方から紡績に參つております少女たちに聞いて見ますと、殆ど労働時間や賃金等のはつきり分つておる子供はいくらでございまして、尤もいふ／＼と會社の宣傳は立派過ぎますし、役所の窓口は餘りに無味乾燥でございまして、子供たちはまあどちらでもいい方に耳を傾けますけれども、どうも來てみるとそれと非常に事實が違つておるので、職場に安定性がない理由になつておるのでございまして、こういうことに關しまして、殊に年少の労働者に對するやうな問題を豫めたことを詳しく理解させるといふことにま

で徹底するようにしたいと、思つております。この條文にそういうことをもう少し詳しく押入したらと考へております。

それから第十九條でございしますが、これでは將來通勤制を主としたしまして、寄宿舎制度といふものは段々に減らしつて行くやうに願ひます。私もそれは希望いたしておるのでございしますが、現實紡績の求人などは、思ひやうに參つておらなかつた、まだ募集人制度、舊來のあの悪弊でございします募集人制度を復活いたしまして、募集人が募集いたしまして形式的に職業

安定所のカードに登録するといふやうなことで少女たちを連れて來ておるやうでございまして、これは昨日も申し上げましたが、進駐軍關係の労働者も職業安定所に轉つては労働力が集まらないので、何々組といふやうな封建的な關係關係の組を利用しておるやうでございまして、ここに大きな矛盾があると思ふのでございしますけれども、まあ今過渡的な職業安定所の活動が活發化してないといふ點もございしますけれども、この面に對して、その隙に乘じてまだ封建的な關係關係を利用しておる者がおるといふことに關して非常に警戒しなければならぬと思ふのでございしますが、その矛盾は今どういふやうに考へていらつしやるのでございしますやうか。紡績の募集人制度の廢止といふことに表面はなつておりますけれども、現實には紡績はまだそういう機關が復活しておるのでございまして、そこにいろいろ矛盾があるのでございしますけれども、そういう問題をどういふやうなお考へでいらつしやいますやうか。

○政府委員(上山顯君) 十八條の労働條件等の明示でございしますが、或いは御趣旨を踏まえておるかも知れませんが、單に明示といふことに止まりませず、もつと分らずやうに御趣旨だつたと思ひます。それで事務としては正にその通りでなければならぬと思ひますが、法律上の要件といひますか、法文上の表現をいたしましては、結局労働條件の明示といふやうになるのじやないかと思ふのでございします。併しそういう御趣旨のあります點は十分に了解いたしまして運用には氣を付けたと思ひます。

おる點でございまして、できるだけ

信託といたしましては、一應は労働

の第二項において、それ／＼求人者及

が本法の規定ではございますが、現

集人が募集いたしました形式に職業

を付けたと思ひます。

それから十九條に關聯いたしました募集人制度のことにお關れになつたわけでございますが、募集制度といひましては、これは後の章にありまして、又後の方からも御質問があるかと思ひますが、全然委託募集を認めないという方針ではないのでありまして、

今度の安定期法全體の立て方といひましては、弊害がない限りはなるべく、求人者の側に自由の餘地を認めて行こう、併し募集人制度のような弊害のあるものは斷乎嚴重に取締ろう、それから寄宿舎につきましても悪ければいい、又罰則も相當強化いたす、そういう考え方でございまして、従いまし

て紡績等につきまして只今全然寄宿舎を止めようという考えも持つておりませんし、できるだけは通地からの原則を探りたいと思ひますが、或る程度現状といひまして今のように入参るのも止むを得ないかと思ひます。ただ私たちがいたしましては、その間に或いは労働條件を明示しないのであります連れて参りますとか、いわば寄宿舎に押し込んだような形で自由を束縛いたしましてとか、そういうような點について十二分に取締りをいたしたいと思ひるのでございまして、實際問題といひましては完全にやりますことについて、現状からいたしましていろいろむづかしい點もあるだらうと思ひますが、そういう方針で努力いたしたいと思ひます。

○奥むねお君 この第十七條の次の頁の所に「求職の條件について、指導することが出来る」という字はあるのでございませうけれども、私職業相談といふ内容のものが欲しい。又

これは以前には職業紹介所では職業相談を扱つていらしつて大變役に立つたと思ひます。こういう労働條件についての、求職の條件についての指導しやなくて、殊に世の中がこゝまで變つて参りましたときに、この就職の希望を決める前の指導も要るし、又職業についていろいろの指導もあるだらうと思ひます。大體これは大事なことで、むしろこういう就業の中にはつきり現わして、現場の活動を強化して貰いたいと思ひますし、それからもう一つは就職を、ただ需要に對して供給するだけでなしに、職を與えて就きましてその就職先に安定するような親心といひますか、一つの働きが是非要る、私社會事業をすつとしておりまして、

私にも、就職しておる人である／＼職業相談を持つて來ます者が相當多かつたのでございまして、これを労働組合だけに任せて置くというわけには行かない問題が私相當多かつたと思ひます。でございまして、この問題についてどういふふうな關係で考えておいでになりますか伺ひたい。

それから一つは、私のこれは希望でございませうけれども、いろいろ／＼な委員會が、この全體の顔面を見ますと非常によろしいのでございまして、併し今までの經驗では、大體の委員會が實際に出席して審議に當る者が少なくて、又その委員會の構成内容として一番重きを置いていらつしやるだらうと考えられるような人が殆んど出席しないか、結局その委員會といふものは實質的には變質しておるといふ委員會が非常に多いと思ひます。ですから、そういう場合に出席しなかつたときには、

その方の推薦の代理を入れていかうこと、或いはその出席に對して相當考慮をしてお決めることになること、その委員會を運用する趣旨を活かす途だと思ひますが、この意味でどういふ刻々に變つて行く大事な問題の職業安定委員會等は、特にその點を考へて、實際に變質しないような委員會の構成に留意して頂きたいといふことを申上げて置きます。

○政府委員(上山顯君) 職業相談についてのお尋ねでございまして、只今お尋ねのありましたような點につきましては、私たち實質的に非常に大切なことと思ひまして努力したいつもりでございまして、ただこの職業相談という言葉でございまして、實は職業紹介をいたします場合にも、當然前提として職業相談に類するようなこととございまして、それから職業指導の場合にもいろいろ／＼相談に與りますこともございまして、補導の場合にもやはり當然いろいろ／＼問題になるのであります。特に職業相談と銘打ちまして特別の規定はございせんが、お述べになりましたような點は私たち非常にならざるを得ないと思ひます。運用上十分そういう點に留意をしてやつて行きたいと思ひます。

○奥むねお君 その問題で實際に職業を頼みに行つたときに、あの窓口で個人的な相談は事實上できていないと思ひますが、むしろ別の窓口があつて、相談は相談として少し心を落着けてじっくり聞いて頂くといふことは私必要と思ひます。

○政府委員(上山顯君) それでは伺ひました點であります。私は單に職業相談だけの人がございませう、私たち

いわば理想論として描いておられますところは、職業安定所といふのは丁度お尋ねさんと同じように、本人のあらゆる條件を全部打明けて話して貰ひまして、そして相談するといふのが理想であつて、できるならば、一人々々を別室でもお話をしたいといふようなところまで行けば非常に理想でございまして、現に外國を見ますとそこまで行つております例もないこともないようございまして、殊に婦人の方なんかにつきます。大勢のところへ一人入つて來て相談をするのは非常にきまりが悪いといふような話等もございまして、場所によつては婦人だけにつきまして別の場所である／＼御相談をしておる例もございまして、御趣旨の點は十分了解いたしておりますが、ただいろいろな事情で、一つ飛びに理想には参つておりませんが、漸次そういう方面へ氣を付けて参りたいと思ひます。

それから就職いたしましたからからの補導でございまして、これは實は職業指導といふ中にはそういうものも考へておるわけでありまして、職業指導の内容を、この職業指導といふ言葉の中で今まで使つて参つておるのであります。そしてこの職業を指導いたしますのは、大體新規學校の卒業生でございまして、年少者とかが多いわけでございます。そういうものにつきましては就職後の指導でも、就職後の補導までも指導といふ言葉の中に含めまして、できる限り努力したいと思ひます。

それから委員會の運用につきましていろいろの御意見等私たち平素考へておる點でございまして、できるだけ御趣旨に副うようにいたします。

○奥むねお君 今の問題に關聯して、私時間がありませうので急ぎましたものでございまして、この就職した後の職業の安定につきまして、今おつしやつて頂きましたもう一つの外の場合も又私考へます。それを附加して申上げたいと思ひますが、それは今日經營が非常に困難で混亂期に入つております。これからは當分の情勢が續くと見なければならぬと思ひますが、そういう場合にやはり労働基準法で、男女が全く平等の條件になりますと、女の立場といふものは稀出すときには先に稀出し、又いろいろ／＼働かしておいて、まず一番に苦しい嫌な思ひをする者はやはり弱い女の方へ先に來ると思ひます。

○政府委員(上山顯君) 只今のような點も誠に御尤もな點と思ひます。十分努力いたします。

○奥むねお君 この第二十條は衆議院の方におきまして、大分議論があられるようでありませうから、一應はつきりお伺ひして置きたいと思ひます。

第一に爭執行為における中立の立場を維持するといふ具體的な行為は何かといふことであります。「中立の立場を維持する」といふことが精神上語られてここに現れておるのであります。が、具體的のことが實は問題なんです。

○奥むねお君 今の問題に關聯して、私時間がありませうので急ぎましたものでございまして、この就職した後の職業の安定につきまして、今おつしやつて頂きましたもう一つの外の場合も又私考へます。それを附加して申上げたいと思ひますが、それは今日經營が非常に困難で混亂期に入つております。これからは當分の情勢が續くと見なければならぬと思ひますが、そういう場合にやはり労働基準法で、男女が全く平等の條件になりますと、女の立場といふものは稀出すときには先に稀出し、又いろいろ／＼働かしておいて、まず一番に苦しい嫌な思ひをする者はやはり弱い女の方へ先に來ると思ひます。

○政府委員(上山顯君) 只今のような點も誠に御尤もな點と思ひます。十分努力いたします。

○奥むねお君 この第二十條は衆議院の方におきまして、大分議論があられるようでありませうから、一應はつきりお伺ひして置きたいと思ひます。

第一に爭執行為における中立の立場を維持するといふ具體的な行為は何かといふことであります。「中立の立場を維持する」といふことが精神上語られてここに現れておるのであります。が、具體的のことが實は問題なんです。

ります。その具體的のことは後段に載つておりますが、先程の説明では一部門においてストライキをやつておる場合に、他の方の現場に紹介していいという御趣旨のように承つたのですが、これは非常に私は問題を懸念するものであります。果してそれが中立の立場を維持するということが出来るか。一體中立の立場を維持する、逆の言葉では、争議には関係のない行為をとるということだと思つたのです。又中立の立場を維持するといふことは、これは道に裏から考えますと、職業安定所が中立の立場を維持しないようなことも起き易い、だから中立の立場を維持するのだというように解することもできると思ひます。従つて具體的なことを施行規則によつて規定するや否やという問題であると思ひます。私の考えによりますと、中立の立場を維持しながら、一部門に起きてもつても他の部門に紹介して入れてもいい。その場合には、求職者に對して他の部門に起きるおそれということを通知するといふことは、文書によつて求職者に通知するといふことは、どういふお考えであるか。文書によつて通知するといふことは出ております。これを具體的に中立の立場を維持するといふことは、私いささかはつきりしてないと思ひます。非常にこの職業安定所の具體的の行爲によつてこれは問題が必ず起ると思つておるものであります。従つてそういうものが發生しておるややこしい所には、事實職業紹介をする必要がないと思ひます。私の考えから行きますと……研究所にストライキが發生しておるときに、他の仕上部門とか機械の部門に人を入れるというよ

うな場合においては、これはむしろ積極的に入れない方がよい、我々の解釋では……職業安定所が本當に中立の立場を維持するならば……従つてこの部門に起きる場合には他の部門に紹介をすることが出来るといふことを除くことが、中立の立場を維持することではないか。尙又除くことによつて、職業紹介にどれだけの弊害が起るかといふこと等についてお伺ひしたいと思ひます。これをお伺ひした後で又職業補導所の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

○山田節男君 ちよつと原委員の質問に關聯して……今原委員の言われたことは、全面的に私は同意であります。實際この二十條の第一項は、これは可なり大きな會社、工場を組つておるんだと思ひますけれども、今日の組織労働組合は大きい會社にならばいゆる職業別組合でない、大體並列になつておりますから、一つの業務の部門が獨立してストライキをやるとか争議に入るといふことは絶対にありません。それから今日は一つの工場プラントで産別をやつておられますし、更に大きな會社、工場で例へば鐵鋼業、造船業、こ

ういふ場合には、これは一つの聯合體で組織を持つておる。そういう場合には部門だけでなく、そういう聯合會式の組織労働組合になつておる場合には、業種別の例へば鐵鋼部門が争議に入つた場合、或いは造船業に入つておる場合は、そのもう一つの造船業の方もこれに當然組織労働組合として應援をするし、又利害は同じなんだから、そういうことになるので、この第二條の規定というものは、先程原委員が言われたように、これは明らかにストライキ破りと相關する。いわゆる憲法で保障された團體交渉権といふものに對して、或いは拙く行けば非常に罷業に對して、インターフェイヤーといふか、干渉するので、これは私は非常に危険なものであります。先程上山局長が説明されましたのを聴きました程度では、むしろこの第二十條の第二項は、原委員が指摘されるごとく、これは労働の基本權に對して非常な危害を及ぼすといふことになる虞れが多分にあると思ひます。末端の行政機關において特に然りであります。

これはむしろ先程の上山局長の御説明の通りであれば、第二項はむしろ削除すべきである。これは私は實際の経験上、原委員と全く同意であります。この點は各労働責任委員の皆様方におかれまして、將來の健全な労働組合主義の發展と、それから自由獨立な労働組合の主義を發展するために、是非この第二十條の第二項を特に一つ慎重に御審議願ひたい。今原委員の言われたことは私は同意であります。尙、尙をいう實情を申し上げ、この點に對する政府の從來のお考えに對して再検討をして頂きたい。これは極めて必要だと思ひますので、併せて原委員の質問に附加して置きます。それに對して一つ政府の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) 只今原委員、山田委員からお尋ねになりました點にお答えいたします。この問題は先般米産大臣から申上げましたように、非常に重大な問題でございますので、十二分に御慎重に御検討頂きたいと私たちは思つております。一應立案いたしました者といしまして、御質問の點についてのお答えをいたしたいと思ひます。中立の立場といふことでございますが、これは特に申上げるまでもないかと存じますが、勞資いずれにも偏らないといふことでございまして、若しも争議行為が發生しておる部門へ就職の誘をすれば、これは偏る。併し全然關係のない部門ならば、これは偏つたとは言えないだらうという見解で、中立の立場を必ずしも破るものではなからうという趣旨でございます。これについてはいろく御意見があるかと存じます。

それから文書による通知はおかしいやないかという御趣旨でございますが、全然争議も發生しておりませんが、又争議の發生する虞れもないといふ部門ならば、そこへ紹介をしましても中立の原則を破ることはないと思ひますが、併しとにかく同じ工場等におきまして、假にいずれの部門でありますしても争議が發生したしておりますれば、そのことだけは承知の上で求職者に就職して貰う方が後の間違いないだらう、こういう趣旨からいたしまして、とにかくそのことを本人に知らして置こう、而も本人に果して知らしたかどうかが後で問題になつても面倒でありますので、文書によつて知らして置こうといふことにいたしました。たつとも、こういう紹介につきましましては、安定所としましては十二分の謂わば神經營なまでの慎重な態度で扱つて参りたい、こういう氣持を現わしておるわけでありまして、それから何故そういうところへ紹介するか、紹介する必要があるかというお尋ねでございますが、争議が發生しておる、又發生する虞れがある所へは、これは先刻來の

御趣旨のような趣旨からして紹介するのは適當でない、併し争議が發生してない部門に紹介するといふことにつきましては、これは争議をしておる側からいへば、若干不眠のあることかも知れませんが、併し一方産業の經營の點、又そこへ求職者の就職を求めて参つておるといふ點、兩方バランスをいたしまして、結局この程度ならばむしろ就職の斡旋を認めてもよいのじやないか、まあこういう見解に基いておるわけでありまして。

それから只今最後に山田委員から、只今は單に工場というよりもむしろ産業的な非常な大規模の争議になる傾向があるというお話でございますが、現實にそういう争議が行われておりますれば、勿論それは争議が發生しておる業務でございますし、現實に尙争議の發生していません場合でも、周囲の状況からいたしまして發生する虞れがあるという場合には、あると認められます。場合には、そのものに虞れがあるというだけでも其處へは紹介はいたしません、かようにいたしておるのでございまして、尙實際争議が發生しておるかどうかが、虞れがあるかどうか、此處は争議が發生してない部門だとして紹介しても差支えないだらうかどうかという点につきましては、安定所としましては勞政事務所等労働争議等に關係を持つておるものと、情報を持つておるものと、慎重に行動するようには訓令いたしたいと考えております。

○原虎一君 御説明によりまして大變分つて來ましたけれども、中立性を守るといふために事業者側からの不満を

とにいたしております。尙二十九條等

て、そういうところについては募集を

とにいたしております。尙二十九條等

とか機械の部門に人を入れるというよ

先程原委員が言われたように、これは

者といたしまして、御質問の點につい

る虞れがある所へは、これは先刻來の

るというために事業者側からの不満を

或る程度緩和しなければならんという
心持もある關係か、そういう争議行爲
の發生せんとすると、發生してある
問題とかいふものについてお考えが非
常に消極的なものであります。これは事
業主側でも争議の起るようなときに安
定所を通じて雇入れるというようにな
ことは殆どないと見てよろしい。私
共問題が起きますと、例えば今山田委
員から言われましたように、大阪、神
戸、名古屋或いは広島というふうに工
場を持つておるときに、名古屋はスト
ライキをやつておるが、大阪、神戸、
広島というものがストライキをやつて
いない、同じ會社で非常に地域が離れ
ておまして、職業を紹介するかせん
かという問題が起きて来るのでありま
すが、この法律で行けば、して行く。
それからもう一つは、道を境に第一工
場、第二工場とある、第一工場はスト
ライキをやつておるが、第二工場はや
つていないという場合には、この法律
で行けば、第二工場に職業紹介を幹旋
してもよろしいということでありま
す。これは私は必ずしも争議行爲に對
する中立性を維持していいのじやな
いか。従つて若しそういう場合に、必
要性がありますならば労働組合の意思
を問うて、事業主ばかりではなしに勞
働者の意思を問う、名古屋でストラ
イキをやつておるが、同じ會社で広島
などはやつていない、そういう場合に
おいて、こちらで募集する場合に、勞
働者はどう思つておるかという問題で
ありまして、その労働組合が同意した
場合には問題は起きません。やはり職
業安定所が労働事務所と連絡をとつて
やつたかというに基準を置いてお
りますから、何か恐いものに觸るよう

な労働法律の規定になりつつあるよう
に感ずるわけでありまして。併し労働組
合というものが公認されて、認めら
れております以上は、そういう危険性
のある場合、どう判断するかというこ
とは、やはりその職場の意思を問うと
いうことが必要ではないかと思ふので
あります。そうしないと、名古屋の工
場に争議があるのに、全然広島は一人
も入れられないということになると、
これは又作業上影響するかも知れな
い。こういう點は同時に、第一工場は
やつて、第二工場はストライキをやつ
ていない、この場合においても、第二
工場の労働者の意思を問うということ
は必要だと思ふ。第二工場に入れた置
いて、第一工場に過ぎないとも限らな
い。今後失業者が多くなれば、労働大
衆は生活のために心ならずも第二工場
に入つておつて、第一工場に行けば或
いはその争議中は條件もよいと考え、
又失業が怖いからそれに行くというこ
とがあるのではありません。でありますか
ら、これはやはり私は今申しましたよ
うに、労働組合の意思、組合のない場
合においては労働者の過半数の意思を
聞くというようないことが行われるべき
じやないかというように思ふのでありま
す。

それからもう一つは、時間がありま
せんから次の機会に譲つてもよろしい
と思ひますが、募集と争議との關係、
募集を許可するかせんかという問題、
募集を許可する場合に、例
えば紡績工場などにおいては、二千
人が全部ストライキをやつて、寄宿舎
なんかを追ひ出されて工場外に住まつ
ておるような場合においては、今度は
別に募集するやうな場合が過去におい
てはありました。その募集行為は、こ
れは大臣は勿論禁ずるでありましてし
けれども、三十六條の點についての關
聯性を考える必要があるのではないか
と思つております。これはまあ次の機
會に、明日でも開かれます委員會でも
つと検討をいたしたいと思ひます。
それから今日のところがあります職
業補導所は、縣がやるのが原則であ
るが、國がやるのかという問題であ
ります。併し職業補導所の構成その他に
ついて、どうもこの條文で行きます
と、餘力が入つていないのではない
かという感があります。そうしてこの
職業補導所は縣知事の監督の下に事業
が行われて行くのであるが、縣知事の
監督の下に安定所長、その安定所長の
下に行われて行くのであるか、そうい
う點について一應御説明をお願いいた
します。

○政府委員(上山顯君) 只今御質問の
あつた點でございしますが、労働争議の
あります工場の争議のない部分につ
いて人を紹介するやうな場合には、労働
組合の意向を尊重しなければならん
というやうな點については私も同感で
ございます。若しも原案通りにお認め
願うという事でございしますれば、運
用上は是非をいうやうなことを考慮
いたしたいと思ひます。但しこの點に
ついては、先刻申したように、大臣か
らも申しました通り、いろ／＼問題の
點でございしますから、十二分御検討願
いたしたいと思います。

それから労働者募集の場合に、只今
の労働法一般の原則ではどうなるかと
いうことでございしますが、それにつ
きましては、第四十二條に「第二十條
の規定は、労働者の募集について、こ
れを準用する。」という規定がございま
す。それで、この規定がございま
す。併し職業補導所の状況に應じて職業種
目の選擇等も行わなければならんわけ
でございまして、いろ／＼國家的な、
全國的な計畫に基いてやらなければなら
んわけがございします。ただ併しなが
ら、その經營に當る者として、
第二十七條にありますが、原則
は都道府縣知事が職業補導所を設置し
て、自分からこれを經營するといふこ
とになつております。都道府縣知事が
經營いたすのが原則でございします。た
だ特別の必要があります場合には、國
が直接に補導所を設置するといふこと
ができるのでございまして、特に模範
的な施設をいたしますとか、或いは非
常に金が掛かりますやうな施設でござ
いますとか、その他特別の必要があり
ますやうな場合に、國が自分で經營を
いたし、又國が設置いたしました、そ
の經營を他に委託する場合もあるとい
うことを規定いたしておるわけござ
います。ただ併し、そういう國家的に
必要なものでございしますので、第二十
八條によりまして、職業補導所設置の
必要な經費は國が補助をするというこ
とにいたしております。尙二十九條等
によりまして、いろ／＼な基準等も勞
働大臣が決めるという規定を定めて
おるやうな次第でございします。

- 山田節男君 實はまだ十六條、二十
條についての質問もございしますけれ
ども、すでに委員がこうして七名しかお
りませんですから、今日はこのくらい
で……
- 理事(堀米治君) それでは今日はこ
れで散會いたしますことにいたします。
午後四時十一分散會
出席者は左の通り。
- | 委員 | 理事 |
|--------|--------|
| 赤松 常子君 | 堀 末治君 |
| 天田 勝正君 | 小川 久義君 |
| 山田 節男君 | 栗山 良夫君 |
| 荒井 八郎君 | |
| 平岡 市三君 | |
| 紅澤 みつ君 | |
| 平野善治郎君 | |
| 深川タマエ君 | |
| 奥 むめお君 | |
| 堀井 伊介君 | |
| 徳積眞六郎君 | |
| 松井 道夫君 | |
| 岩間 正男君 | |
- | 國務大臣 | 労働大臣 |
|--------|------|
| 米窪 滿亮君 | |
- | 労働事務官 | 労働大臣 |
|-------|------|
| 上山 顯君 | |
- | 労働事務官 | 労働大臣 |
|-------|------|
| 顯君 | |

昭和二十二年十一月九日印刷

昭和二十二年十一月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局